

公認道路競走競技会における 記録の取り扱いについて

○公認道路競走競技会における公認記録の扱い
公認道路競走競技会においては、登録者と未登録者が混在して競技を行うことが認められている。その中で、公認記録となるのは、本連盟登録会員だけである。道路競走競技会においては、グロスタイム（スタートの号砲からフィニッシュまでの時間）とネットタイム（スタートラインを通過した時からフィニッシュまでの時間）が表示されることがある。その中で公認記録となるのはグロスタイムだけである。

○公認道路競走競技会における運営

- ・大会主催者は、エントリーの際に競技者の登録の有無を確認する。
- ・プログラムに登録者であることがわかるように表示する。登録者は所属団体名・登録都道府県名を表記する。未登録者は所属名を表記しないことが望ましい。
- ・登録者として出場するためには、エントリー時と競技会実施時の双方において登録会員であることが条件となる。
- ・スタートの並び順は、登録者と未登録者を分けて整列させる必要はなく、安全な競技運営の観点から登録者、未登録者に関わらず参加者の持ちタイム順に並べることが望ましい。したがって、登録者と未登録者の参加資格（制限タイム）を別のものに設定することは望ましくない。
- ・ウェーブスタート（時差スタート）を実施する場合は、ウェーブごとにグロスタイムとネットタイムを計測することとする。
- ・ネットタイムを計測した競技会においては、記録の申請は電子申請を行い出場した全てのランナーのグロスタイム、ネットタイムを提出すること。

（2014年12月22日理事会承認）

（2020年11月12日理事会承認）